

大 個 審 第 31 号
(答 申 第 387 号)
令 和 5 年 2 月 14 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 丸 山 敦 裕

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て (答 申)

令 和 5 年 1 月 17 日 付 け 福 総 第 1852 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 子 ど も (子 育 て 世 帯) に 対 す る 食 費 支 援 事 業 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 (以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 7 条 第 3 項 第 7 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 本 人 収 集 原 則 の 例 外 事 項 及 び 同 条 第 5 項 に 規 定 す る 要 配 慮 個 人 情 報 の 収 集 禁 止 原 則 の 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 実 施 機 関 に お い て 、 収 集 又 は 利 用 ・ 提 供 す る 個 人 情 報 の 管 理 責 任 者 を 定 め 、 個 人 情 報 の 漏 え い の 防 止 等 、 個 人 情 報 の 適 切 な 管 理 の た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る こ と 。
ま た 、 本 事 業 に お い て 個 人 情 報 を 取 り 扱 う 職 員 に つ い て は 、 必 要 最 小 限 の 人 数 と す る こ と 。
- 2 実 施 機 関 が 収 集 す る 個 人 情 報 に つ い て は 、 本 事 業 の 実 施 の た め の 必 要 最 小 限 の も の に 限 定 す る こ と と し 、 収 集 し た 個 人 情 報 に つ い て は 、 保 存 期 間 の 経 過 後 、 遅 滞 な く 消 去 す る と と も に 、 個 人 情 報 を 含 む デ ー タ は 、 機 器 内 部 の 記 憶 装 置 か ら 全 て 消 去 す る こ と 。
- 3 条 例 第 10 条 及 び 個 人 情 報 取 扱 事 務 委 託 基 準 に 基 づ く 個 人 情 報 保 護 措 置 を 受 託 者 に 対 し て 求 め る こ と 。
- 4 乳 幼 児 等 に つ い て の 申 請 が そ の 乳 幼 児 等 が 生 活 す る 児 童 福 祉 施 設 の 施 設 長 又 は そ の 乳 幼 児 等 の 里 親 に よ っ て 行 わ れ る 場 合 に は 、 施 設 長 ・ 里 親 の 身 分 確 認 を 行 う こ と 。

(答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名)

丸 山 敦 裕 、 島 田 佳 代 子 、 重 本 達 哉 、 竹 村 登 茂 子 、 西 上 治 、 三 成 美 保